

シンポジウム「対話が拓く医療Ⅲ——患者の声と対話型 ADR」

医療紛争において患者・遺族が真に望むことは



る6月24日、東京の早稲田大学小野記念講堂で、シンポジウム「患者の声と対話型 ADR」が開催された。このシンポジウムは早稲田大学紛争交渉研究所が主催する「対話が拓く医療」シリーズの3回目。医療事故紛争の解決を訴訟以外の方法で試みる医療版 ADR(裁判外紛争処理)、なかでも患者と医療者との「対話型」ADR への関心を反映して、多くの聴衆が集まった。

冒頭、主催者である和田孝仁氏(早稲田大学紛争交渉研究所所長)が、「われわれは被害者や遺族が参加する新しいタイプの ADR をめざしているが、被害者や遺族の声に應えるには、その話を聴く必要がある」と今回のシンポジウムの趣旨を説明。さっそく医療事故死亡訴訟の当事者である佐々木孝子氏の講演「遺族が求めるものと対話の場」が行なわれた。

佐々木氏の次男は17歳のときに交通事故に遭い、搬送された病院で十二指腸破裂を見逃され、さらに院内感染によって亡くなった。佐々木氏はその際の医師の対応や説明に納得できず、やむを得ない気持ちで提訴し勝訴したが、相手側と真に向き合えたとはいえず、「医療過誤が裁判に向いているか」というと必ずしもそうではない」と述べ、医療版 ADR の役割に期待を込めた。

次いで、同じく遺族の村上博子氏が、和田氏との対談形式で自らの経験を語った。村上氏の長男は、大学1年時から毎年健康診断で心臓疾患が判明していたが、本人や家族への通知はされないまま、結果的に3年生のときに症状が出て1か月後に死亡した。医療機関や大学の説明を求めた村上氏は、最初から「裁判に訴えることはしない」と宣言して働きかけを続けた。その理由として、「真実を知りたい」「息子と同じことを二度と起こさないでほしい」という自分の願いをかなえる場として裁判はふさわしくないと感じたこと、また、裁判で追及されるような直接の死因だけでなく、「こ

うしていれば死なずにすんだのではないか」というすべてを明らかにしたかったことをあげ、対話型 ADR のもつ可能性を示唆した。

後半では、パネルディスカッション「患者の声と対話」(司会＝和田氏)が2部構成で行なわれた。前半に登場した2人の遺族の他、黒岩祐次氏(フジテレビキャスター)、土屋了介氏(国立がんセンター中央病院院長)、中村芳彦氏(法政大学教授、弁護士)、鈴木寛氏(参議院議員、早稲田大学客員教授)、鴨下一郎氏(衆議院議員、医師)が登壇し、遺族の提言を踏まえてそれぞれの立場から今後の患者・医療者関係について意見がかわされた。

パネルディスカッションに先立ち、中村氏が「提言：対話型 ADR の設置へ向けて」と題し、今年6月17日に設立準備総会が開催された NPO 法人「医療紛争処理機構」の設立趣旨を述べた。同機構は、今年4月施行の ADR 法にもとづく認証機関であり、主な活動内容は、1)医療紛争を対話を通して解決する場合および解決促進のための援助の提供(ADR)、2)医療メディエーターの育成と交流、3)患者・医療者・法律家の情報共有と相互理解のための交流活動の3点。シンポジウム終了後に開かれた記者会見でも、今後のスケジュールなどについてさらに説明が加えられた。

それによると、まずは NPO 法人として認可後の10月頃に医療メディエーターの養成を開始する。ADR 機関の認証はその3か月後を見込んでいるため、ADR の開始は来年になる予定。会見で和田氏は、「医療紛争において裁判準拠型 ADR が一人歩きすることは萎縮医療にもつながる。それに対するアンチテーゼとして対話型 ADR のモデルを提示したい」と述べ、福岡県医師会などでも同様の ADR 機関を設立する動きがあることから、「そうした試みが集まれば大きな波になる」と期待を寄せた。 ●本誌編集室